

# 中小企業いばらき

7

2016 July  
No.693



Photo: 茨城県ケータリングカー協同組合

【ビジネス大百科】

## 平成28年度 中小企業向け融資制度の ご紹介

茨城県中小企業団体中央会

<http://www.ibarakiken.or.jp/> (いばらきビジネス大百科) 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 TEL.029-224-8030

### CONTENTS

- ひたち野 …………… 1
- ビジネス大百科 ……… 3
- ニュースフラッシュ …… 10
- インフォメーション …… 12
- 日本列島組合最前線 …… 15
- 理事長インタビュー …… 17
- 業況レポート …………… 18
- 中央会だより …………… 20

## 平成28年度 中小企業向け融資制度のご紹介

茨城県をはじめ各市町村等では、県内中小企業の皆様に、経営の安定化や事業の活性化に必要な資金を円滑に調達していただくために、金融機関、信用保証協会と協力して低利の融資制度を設けています。

本号では、平成28年度の中小企業向け融資制度の概要を紹介します。

### 融資を利用できる方

- ①同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者（個人、会社、組合等）
- ②申し込み時点において県内に事業所を有していること（一部の制度を除く）
- ③許可等が必要な事業においては、その許可等を受けていること

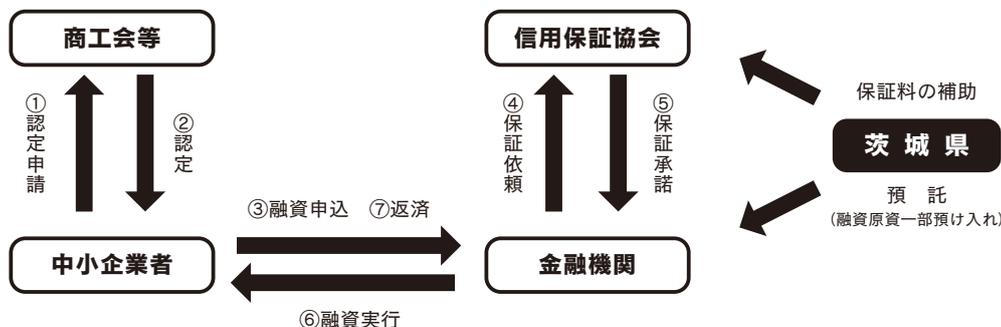
中小企業者の範囲（資本金または従業員数のどちらかの基準を満たしていること）

業種	資本金	従業員数	
		小規模企業者	
製造業・その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下※
医療法人等	—	300人以下	20人以下

※宿泊業・娯楽業は20人以下

業種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ 及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

### 融資の流れ



※ご利用いただく融資によって、手続きが異なる場合があります。

※融資を受けるには、金融機関及び信用保証協会の審査があり、商工会等の認定を受けた方であってもご希望に添えない場合があります。

### 県の融資制度

#### 平成28年度の主な改正点

- ①新事業促進融資 創業活動支援枠（女性・若者・障害者創業関係）  
県からの保証料補助を2割から5割へ拡大
- ②地域活力強化融資 観光おもてなし施設整備枠  
宿泊施設の開業、宿泊定員数増加を伴う増改築時の融資限度枠を5億円から10億円に拡大  
（一定の要件を満たせば、保証料と利息に対する補助あり）
- ③再生支援融資  
融資期間を7年以内から10年以内へ拡大

※県の融資制度は4ページ～7ページに掲載しています。

## 事業資金，設備投資資金を借りたい（一般資金）

制度名	こんな時に	資金使途	融資期間 (据置期間)	融資限度額
経営合理化融資	経営の安定・合理化を図るために工場や店舗等に要する事業資金が必要なとき	設備	7年以内(1年)	5,000万円
		運転	5年以内(1年)	3,000万円
		併用	5年以内(1年)	5,000万円
設備投資支援融資	小規模企業の方が経営の安定・合理化を図るために設備等を導入するとき	設備	10年以内(3年)	5,000万円

## 新しく事業を開始したい，事業を拡大したい（事業活性化資金）

制度名	こんな時に	資金使途	融資期間 (据置期間)	融資限度額
新事業促進融資 創業活動支援枠 (一般創業関係)	①事業を営んでいない個人の方が，1か月以内に事業を開始するとき，または2か月以内に会社を設立するとき ②事業を開始して5年未満の個人の方，または新会社を設立して5年未満の方 ③会社が新会社を設立するとき，または設立して5年未満のとき	設備	7年以内(1年)	★3 2,500万円
		運転	5年以内(1年)	
		併用	5年以内(1年)	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">拡充</div> 新事業促進融資 創業活動支援枠 (女性・若者・障害者創業関係)	女性・若者(30歳未満)・障害者で，次の条件に該当する方 ・事業を営んでいない個人の方が，1か月以内に事業を開始するとき，または2か月以内に会社を設立するとき ・事業を開始して5年未満の個人の方，または新会社を設立して5年未満の方	設備	7年(1年)	★4 1,000万円
		運転	5年(1年)	
		併用	5年(1年)	
新事業促進融資 創業活動支援枠 (ベンチャー創業関係)	・「いばらき新産業創出ファンド」の投資を受けたとき ・新規性を有する研究開発や研究開発成果を事業化するとき	設備	10年(3年)	7,000万円
		運転	7年(2年)	3,000万円
		併用	7年(2年)	7,000万円
新事業促進融資 事業革新支援枠	・海外展開や成長産業分野など新たな分野へ進出したとき ・県から「経営革新計画書」の承認を受け，その計画を実践するとき ・公的助成等を受けた技術開発・事業化を行うとき ・ISO14000シリーズまたは9000シリーズの認証取得を行うとき	設備	10年(2年)	1億円
		運転	5年(1年)	3,000万円
新事業促進融資 雇用拡大支援枠	事業拡大のため従業員を増員するとき	設備 運転	7年(1年) 5年(1年)	5,000万円 3,000万円
地域活力強化融資 小売商業等活性化枠	・商店街の空き店舗等を取得・賃借して事業を行う場合 ・大規模商業施設等にテナント出店する場合	設備	10年(2年)	1億円
		運転	5年(1年)	3,000万円
地域活力強化融資 地域産業育成支援枠	・地場産業(清酒，味噌，納豆，笠間焼，干しいも等)を営むとき ・過疎地域に立地しているとき	設備	7年(2年)	5,000万円
		運転	5年(1年)	3,000万円
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">拡充</div> 地域活力強化融資 観光おもてなし施設整備枠	①観光施設の整備・改修を行うとき ②宿泊施設の増改築をするとき ③宿泊施設の開業・宿泊定員数の増加を伴う増改築をするとき	設備	12年(2年)	5億円
			10億円	

★1 融資利率	信用保証	★2 保証料率	備 考	申込窓口
2.1~2.3%	必要に応じて	0.45~1.9%	(転貸融資の場合) 融 資 期 間：事業資金5年(据置1年) 融資限度額：事業資金3,000万円	商工会議所 商 工 会 中 央 会
1.2~1.5%	すべて必要	0.45~1.9%		

★1 融資利率	信用保証	★2 保証料率	備 考	申込窓口
1.2~1.4%	すべて必要	0.9%	・①の方で、1,000万円を超過する借入の場合は、自己資金要件あり	商工会議所 商 工 会 中 央 会
1.2~1.4%	すべて必要	0.9%	・保証料の5割を県が補助	
1.2~1.5%	すべて必要	0.45~1.9%	・保証料の5割を県が補助（一部除く）	取扱金融機関
1.5~1.8%	必要に応じて	0.45~1.9%		商工会議所 商 工 会 中 央 会
1.5~1.7%	必要に応じて	0.45~1.9%		
1.8~2.1%	必要に応じて	0.45~1.9%		
1.8~2.0%	必要に応じて	0.45~1.9%		
1.5~1.9%	必要に応じて	0.45~1.9%	・信用保証協会の保証付きの場合、融資限度額は2億8,000万円まで ・③の方で、10人以上の新規雇用が見込まれる場合は保証料の10割を県が補助・貸付後3年間、10割の利子補給あり	

★1 融資利率は、信用保証協会の保証付きの場合の年利です    ★2 保証料率は、貸付金額に対する料率です    ★3 産業競争力強化法第2条第23項第1号の認定特定創業支援事業に該当する場合は、それぞれ3,000万円まで    ★4 産業競争力強化法第2条第23項第1号の認定特定創業支援事業に該当する場合は、それぞれ1,500万円まで

## 災害からの復興に係る資金, 企業の再生, 安定化を図るための資金 (経営安定化資金)

制度名	こんな時に	資金用途	融資期間 (据置期間)	融資限度額
東日本大震災復興緊急融資	東日本大震災の影響により, 経営の安定に支障が生じた場合	設備	10年以内(3年)	8,000万円
		運転	10年以内(2年)	
		併用	10年以内(2年)	
平成27年9月関東・東北豪雨災害緊急対策融資	平成27年9月関東・東北豪雨の影響により, 経営の安定に支障が生じた場合	設備	13年以内(3年)	8,000万円
		運転	10年以内(2年)	
		併用	10年以内(2年)	
災害対策融資緊急対策枠	知事が認めた災害その他緊急被害により経営の安定に支障が生じたとき	設備	10年以内(3年)	5,000万円
		運転	7年以内(2年)	3,000万円
		併用	7年以内(2年)	5,000万円
災害対策融資地震災害予防対策枠	・耐震性向上のために改築・改修などの工事を行うとき ・発動発電機の設置, 避難地の整備, アスベストの除去等を行うとき	設備	10年以内(3年)	5,000万円
		運転	7年以内(2年)	3,000万円
パワーアップ融資	直近3か月の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少したとき	設備	10年以内(3年)	5,000万円
	運転	7年以内(2年)		
	国の定める経営安定関連保証1号~8号の認定を取得したとき 県が指定した倒産事業者に対し50万円以上の売掛金債権を有している場合	併用	7年以内(2年)	5,000万円
<b>拡充</b> 再生支援融資	業績不振であるが, 茨城県中小企業再生支援協議会などの公的支援機関や金融機関の支援を受けることにより, 経営の改善が見込まれるとき	設備	10年以内(1年)	5,000万円 公的支援機関が支援する方の融資限度額は1億円
	運転			
	併用			
借換融資	2口以上の県制度融資を利用して, 元金償還が1年以上経過している方で, 貸付債務を一本化し月々の返済負担を軽減したい場合	運転	10年以内(1年)	県制度融資の既往融資残高に, 借換融資に係る諸費用を加えた額

## その他の資金

制度名	こんな時に	資金用途	融資期間 (据置期間)	融資限度額
小規模企業支援融資	小規模企業者の方で, 経営の安定・合理化を図るために工場や店舗等に要する事業資金が必要なとき	設備	7~10年(1~3年)	1,250万円
		運転	5~10年(1~2年)	
		併用	5~10年(1~2年)	
短期運転資金融資	一時資金が必要なとき	運転	1年以内	1,000万円

★1 融資利率	信用保証	★2 保証料率	備 考	申込窓口
1.2~1.5%	すべて必要	0.7% または 0.45~1.9%	・保証料の5割を県が補助	商工会議所 商 工 会 中 央 会
1.2~1.6%	すべて必要	0.7% または 0.25~1.7%	・融資額のうち1,000万円までは貸付後3年間の利率：0.6% ・保証料の最大10割を県が補助 ・利子補給あり（一部除く）	
1.5~1.8%	すべて必要	0.45~1.9%	・保証料の5割を県が補助	
1.4~1.7%	必要に応じて	0.45~1.9%		
1.5~1.8%	すべて必要	0.45~1.9%	・保証料の1割を県が補助（一部除く）	
1.5~1.7%	すべて必要	0.8%または0.9% ----- 0.45~1.9%	・保証料の1割を県が補助（一部除く）	
3.0%	すべて必要	0.45~1.9%	・経営改善計画書等の策定が必須 ・保証料の1割を県が補助（一部除く）	
1.5~1.8%	すべて必要	0.45~1.9%	・金融機関に直接申込み ・保証料の1割を県が補助（一部除く）	

★1 融資利率	信用保証	★2 保証料率	備 考	申込窓口
1.2~2.3%	すべて必要	0.5~2.2%	・小口零細企業保証の利用が必須	商工会議所 商 工 会 中 央 会 取扱金融機関
1.5%	必要に応じて	0.45~1.9%	・金融機関に直接申込み	取扱金融機関

★1 融資利率は、信用保証協会の保証付きの場合の年利です

★2 保証料率は、貸付金額に対する料率です

## 市町村の融資制度

制度名	資金使途	融資限度額	融資機関	融資利率	申込先
自治金融	運転資金 設備資金	1,000万円	7年以内	年1.05%	商工会議所・商工会
振興金融	運転資金 設備資金	2,000万円 (運転資金は市町村により異なる)	7年以内	市町村の定めるところによる	市町村の商工担当課 又は 商工会議所・商工会

※お問い合わせは最寄りの商工会、商工会議所へ

## 政府系金融機関の融資制度（日本政策金融公庫が実施）

### ●中小企業事業

方式	貸付対象等	貸付条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
直接貸付	設備資金・ 長期運転資金	各融資制度の限度内	融資制度ごとに設定 最長 設備20年 運転15年	融資制度ごとに設定
代理貸付(注)	同上	同上	融資制度ごとに設定 最長 設備20年 運転15年	同上

(注) 代理貸付については、下記窓口へご相談ください。

### ●国民生活事業

種類	貸付対象等	貸付条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
普通貸付	事業を営むほとんどの方が利用いただけます	4,800万円	設備資金10年以内 (措置2年以内) 運転資金5年以内 (特に必要な場合は7年以内) (措置1年以内)	(注)のとおり
経営改善貸付 (無担保無保証人)	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下。ただし宿泊業及び娯楽業は20人以下)の企業	2,000万円	設備資金10年以内 (措置2年以内) 運転資金7年以内 (措置1年以内)	(注)年1.15% (H28.3.9現在)

(注) ご融資期間、担保の有無によって適用される利率が異なりますので、下記窓口へご相談ください。

## 中央会推薦貸付制度（商工中金が実施）

貸付対象	限度額、資金使途	貸付利率	貸付期間担保	保証人
中央会並びに商工中金が定める支援対象テーマ(下記参照)に取り組み組合または組合員で、中央会から推薦されたもの	1億円 (設備資金、 運転資金)	商工中金所定の貸出利率から0.3%引いた率 (固定金利)	貸付期間:商工中金所定の審査による 担保:必要となる場合あり	組合への融資の場合: :組合役員 組合員への融資の場合: :代表者1名

### 支援対象テーマ

新設組合支援、ものづくり支援、地域資源活用支援（農商工連携を含む）、事業承継支援、海外展開支援、協業化促進支援、女性・子育て支援、環境対策支援、BCP支援、再生エネルギー活用支援、組合間連携支援、など

お問い合わせ、具体的なご相談は中小企業団体中央会か下記窓口へ

茨城県商工労働観光部産業政策課 TEL029-301-3530 茨城県信用保証協会 TEL029-224-7811  
日本政策金融公庫水戸支店 TEL029-231-4246 商工中金水戸支店 TEL029-225-5151